2021 年 11 月 25 日

簡易株式交換に係る事前開示書面

東京都千代田区神田松永町 20 番地
加賀電子株式会社
代表取締役社長　　門　良一

当社は、2021 年 11 月 4 日付で当社と加賀ＦＥＩ株式会社（住所：神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 100 番 45、以下「加賀ＦＥＩ」といいます。）との間で締結した株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、加賀ＦＥＩを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。つきましては、会社法第 794 条第１項及び会社法施行規則第 193 条の定めに従い、下記のとおり株式交換契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

１．　株式交換契約の内容（会社法第 794 条第１項）

別紙１のとおりです。

２．　会社法第 768 条第１項第２号及び第３号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法 794 条第 １項、会社法施行規則第 193 条第１号）

（１）本株式交換に係る割当ての内容

加賀ＦＥＩの普通株式を有する株主に対して、その保有する加賀ＦＥＩの普通株式１株に対して、金 914.0442 円の割合で金銭を割当交付します。ただし、当社が保有する加賀ＦＥＩ株式（22,636,972 株）については、本株式交換による割当ては行いません。そのため、本株式交換に係る金銭交付の総額は 36 億 51 百万円となる予定です。

（２）株式交換に係る割当ての内容の根拠等

加賀ＦＥＩの株式価値については、同社株式が非上場であることおよび当社連結子会社であることを勘案したうえで、連結貸借対照表における連結純資産額を基礎として各種調整を行い算出し、その結果をもとに、当事者間で協議のうえ、前記割当ての内容を決定しております。

３．　会社法第 768 条第１項第４号及び第５号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第２号）

該当事項はありません。

４．　株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第３号）

（１）　最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

（２）　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（３）　最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

５．　当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況 に重要な影響を与える事象の内容（会社法第 794 条第１項、会社法施行規則第 193 条第４号）

当社の取引先であるユーロテックジャパン株式会社が､2021 年８月 31 日付けで、大阪地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行ったことに伴い、同社に対する債権について、取立不能又は取立遅延のおそれが生じております。

ユーロテックジャパン株式会社に対する債権の種類及び金額
（2021 年８月 30 日現在）
貸付金等　　約 19 億円
棚卸資産　　約 39 億円※
※棚卸資産は今後、同社への販売により売掛債権が約 42 億円発生する予定

上記債権のうち、貸付金等につきましては、2021 年３月期および 2022 年３月期第 1 四半期決算において引当計上済みとなります。また、同社向け棚卸資産については今回の民事再生支援を通じて当社の供給責任を果たし、お客さまへの納入を完遂することによる回収を見込んでおります。

６．　株式交換が効力を生ずる日以降における当社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法第 794 条第１項、 会社法施行規則第 193 条第５号）

本株式交換後に当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本株式交換の効力発生日以後における当社の債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

株式交換契約書

加賀電子株式会社（以下「甲」という。）及び加賀 FEI 株式会社（以下「乙」という。）は、両社の株式交換について、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めに従い、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社として、株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施する。

第 2 条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

本株式交換に係る株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所は、それぞれ次の各号のとおりである。

(1) 株式交換完全親会社
　商　号 ：加賀電子株式会社
　住　所 ：東京都千代田区神田松永町 20 番地

(2) 株式交換完全子会社
　商　号 ：加賀 FEI 株式会社
　住　所 ：神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 100 番 45

第 3 条（本株式交換に際して交付する金銭及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「本基準時」という。）における乙の株主に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の合計数に金 914.0442 円を乗じた額の金銭を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、本基準時における乙の株主に対し、その有する乙の普通株式 1 株につき金 914.0442 円の割合をもって、金銭を割り当てる。

第 4 条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2022 年 1 月 1 日とする。但し、本株式交換の手続の進行に応じて必要な場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意の上でこれを変更することができる。

第 5 条（株主総会の承認）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約につき同法第 795 条第 1 項に定める株主総会による承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第 796 条第 3 項の規定により、本契約につき甲の株主総会による承認が必要となった場合

は、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認を付議するものとする。

2. 乙は、効力発生日の前日までに、株主総会を開催し、本契約の承認を付議するものとする。

第 6 条（本株式交換の条件変更及び本株式交換の解除）

本契約締結後、本効力発生日に至るまでの間に、本契約に従った本株式交換の実行に重大な支障となりうる事象が発生し又は判明した場合その他本株式交換の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、誠実に協議の上、本契約を変更し又は解除することができる。

第 7 条（本契約の効力）

次の各号の一に該当する場合、本契約は、その効力を失う。

(1) 会社法第 796 条第 3 項の規定により本契約につき甲の株主総会による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までの間に、第 5 条第 1 項但書に定める甲の株主総会の承認が得られない場合

(2) 本効力発生日の前日までの間に、第 5 条第 2 項に定める乙の株主総会の承認が得られない場合

第 8 条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 9 条（誠実協議）

本契約に定めるもののほか、本株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で誠実に協議する。

［本頁以下余白］

本契約を証するため、本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各 1 通を保有する。

2021 年 11 月 4 日

東京都千代田区神田松永町 20 番地
甲：加賀電子株式会社
代表取締役社長　門　良一

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 100 番 45
乙：加賀 FEI 株式会社
代表取締役社長　荻原 淳二

事　業　報　告

第77期事業年度

（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

加賀ＦＥＩ株式会社

事　業　報　告

（自　2020年 4月 1日　至　2021年 3月31日）

1．当社の現況に関する事項

（1）　事業の経過およびその成果

2020年度における日本経済は新型コロナウイルスの感染拡大により、リーマンショックを上回るマイナス成長となりました。世界経済においては、感染拡大の早期封じ込めに成功した中国および先進国を中心に4～6月期を底に回復傾向にあります。業種別には、サービス業をはじめとする非製造業は全体的に不振が目立ち、巣ごもりの需要や経済対策効果が反映された、電機、自動車、素材・エネルギー関連は持ち直しつつあります。しかしながら、感染が再拡大している欧州においては、活動制限の再強化、日本国内においても緊急事態宣言の再発令等により回復は停滞しています。

このような事業環境の中、当社の国内売上は、大型商権喪失に加えコロナ禍の影響により第１Ｑで受注が大きく落ち込み、上期は一時的に在庫も大幅に増加しましたが、第２Ｑ後半以降、回復基調に転じており、在庫の消化も進んでいます。下期に入ると需要集中による世界的な半導体供給不足が深刻な問題となっています。

これらの結果、2020年度の当社の業績は、売上高898億88百万円（前年度比41.5%減）、営業損失10億61百万円（同540.2%減）となり、国内子会社からの配当等により、経常損失7億38百万円（同153.3%減）、当期純損失4億80百万円（同140.5%減）と減収減益となりました。

当社におきましては、課題の新規ビジネス拡大については売上が順調に伸びており、商材開拓、ＥＭＳ事業や加賀電子グループとのシナジー効果により更に売上拡大を加速させ、加賀電子グループの業績向上に貢献して参ります。

（2）　設備投資等の状況

当事業年度に実施した設備投資総額は2億87百万円。加賀電子グループの一員として事業活動を行うための社内インフラ整備に2億38百万円、その他は業務効率向上を目的とした社内インフラの整備を行いました。

（3）　資金調達の状況

当年度は減収減益とはなりましたが昨年度同様借入金はなく、グループファイナンスによる貸付金が17億円（前年度比2億60百万円増）となりました。

（4）　対処すべき課題

当社は、2020年12月29日に商号を「富士通エレクトロニクス株式会社」から「加賀ＦＥＩ株式会社」に変更いたしました。引き続き真のグローバルソリューションプロバイダーを目指し、既存商材をはじめ、Ｃ＆Ｅプロジェクト、クロスセル、ＥＭＳ等により新規ビジネスの獲得を目指して参ります。

また、上司と部下の相互理解を深めるため、2020年11月より1 on 1ミーティングを導入しております。これにより風通しの良い組織の風土を醸成するとともに、個の力を最大限に引き出すマネジメント力を強化し、より働き甲斐のある企業へと組織風土改革して参ります。

（５） 財産および損益の状況の推移

区分	2018年度(第75期) (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	2019年度(第76期) (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	2020年度(第77期) (自2020年4月1日 至2021年3月31日)
売上高	187,627百万円	153,589百万円	89,888百万円
当期純利益	705百万円	1,184百万円	▲480百万円
1株当たり当期純利益	26.47円	44.46円	▲18.03円
総資産 (純資産)	67,903百万円 (13,991百万円)	50,142百万円 (15,176百万円)	42,229百万円 (14,696百万円)

（６） 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は加賀電子株式会社で、同社は当社の株式を22,636,972株（出資比率85%）保有いたしております。

当社は、顧客として親会社に当社取扱い製品を販売しております。当該取引を行う際におきましては、他社との取引と同様に、適正な価格水準、取引条件によって行っており、品目毎に契約を締結しております。

更にこれらの取引の実施においては、当社の社内規定に基づき、当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続きの正当性について問題はないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
NVﾃﾞﾊﾞｲｽ(株)	50百万円	100%	特定用途向け集積回路の製造および販売、ソフトウェアの設計開発
加賀富仪艾电子科技(大连)有限公司	50百万円	100%	電子デバイス、電子機器およびソフトウェアの設計・開発
KAGA FEI AMERICA, Inc.	20百万米ﾄﾞﾙ	100%	電子デバイス製品の販売（主に北米地区の顧客への販売を担当）
KAGA FEI EUROPE GmbH	3百万ﾕｰﾛ	100%	電子デバイス製品の販売（主に欧州地区の顧客への販売を担当）
KAGA FEI ELECTRONICS PACIFIC ASIA LIMITED	7百万香港ﾄﾞﾙ	100%	電子デバイス製品の販売（主にアジア地区の顧客への販売を担当）
KAGA FEI KOREA Ltd.	400百万ｳｫﾝ	100%	電子デバイス製品の販売（主に韓国の顧客への販売を担当）

（７） 主要な事業内容

当社は電子デバイス製品の設計･開発および販売に関する事業を営んでおります。詳細は以下のとおりです。

○ 自動車、ＡＶ機器、通信機器、情報処理機器向けなどの民生用・産業用電子デバイス製品の販売
○ アプリケーションボードの開発、設計、販売
○ マイコンの民生用・産業用用途別組込みソフトの開発および販売
○ ＩｏＴ無線通信モジュールの開発および販売
○ カスタムＳｏＣなどの開発、設計受託および技術サポート

（８） 主要な事業所

区分	名　　称　　※（　）内は所在地	
本店・営業拠点	本　　社（神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目 100 番 45）	
営業拠点	オフィス	大宮、名古屋、三河、大阪
	営 業 所	取手、長岡、金沢、松本、須坂、静岡、福岡
開発拠点	本社	
物流拠点	中央（町田）、中部（稲沢）、大阪、相模原	

（９）従業員の状況

従業員数	前期末比増減
４９２名	１２名減

（注）前期末比増減の主な理由は、自己都合退職者の増加によるものです。

（１０）主要な借入先

なし（前年度比増減なし）

（１１）事業の譲渡、合併等の企業再編行為等

重要な該当事項はありません。

２．会社の株式に関する事項

（１）発行済株式の総数　　２６，６３１，９７２株

（２）株主数　　２名

（３）大株主

株主名	持株数
加賀電子株式会社	２２，６３６，９７２株
富士通セミコンダクター株式会社	３，９９５，０００株

３．会社役員に関する事項

（１） 取締役および監査役の氏名等

2021 年 3 月 31 日現在

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
塚本　勲	代表取締役会長 執行役員会長	加賀電子（株）代表取締役会長
荻原　淳二	代表取締役社長 執行役員社長	
塚本　剛	取締役 執行役員専務（事業開発本部長）	加賀電子（株）執行役員
阿部　良知	取締役 執行役員常務（営業・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾋﾞｼﾞﾈｽ推進本部長）	
石原　康広	取締役 執行役員常務（ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ本部長）	加賀電子（株）執行役員
門　　良一	取締役	加賀電子（株）代表取締役社長
俊成　伴伯	取締役	加賀電子（株）取締役
石原　淳児	取締役	富士通（株）関連事業本部長代理
石井　隆弘	監査役	加賀電子（株）常勤監査役

（注）１．監査役石井　隆弘氏は、みずほ銀行の業務および加賀電子（株）の監査業務に長年携わられ、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

２．取締役花岡　寿公氏は、2020 年 12 月 28 日付で辞任しております。

３．取締役石原　康広氏は、2021 年 3 月 31 日付で辞任しております。

4．上記のほか当事業年度中に退任した取締役および監査役
前回の第76回定時株主総会（2020年6月27日みなし決議）の終結の日の翌日以降に在任していた役員で当事業年度中に退任した者はおりません。

5．当社は2021年4月1日付で役員体制を変更しております。同日現在の当社の役員の地位および担当は以下のとおりとなっております。

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
塚本　勲	代表取締役会長 執行役員会長	加賀電子（株）代表取締役会長
荻原　淳二	代表取締役社長 執行役員社長	
塚本　剛	取締役 執行役員専務（ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業本部長）	加賀電子（株）執行役員
阿部　良知	取締役 執行役員常務（営業・ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾋﾞｼﾞﾈｽ推進本部担当）	NVﾃﾞﾊﾞｲｽ（株）代表取締役社長
丸山　博昭	取締役 執行役員常務（ｺｰﾎﾟﾚｰﾄ本部長）	加賀電子（株）執行役員
門　良一	取締役	加賀電子（株）代表取締役社長
俊成　伴伯	取締役	加賀電子（株）取締役
石原　淳児	取締役	富士通（株）関連事業本部長代理
石井　隆弘	監査役	加賀電子（株）常勤監査役

6．当社はガバナンス体制を強化するため、2009年6月24日付で執行役員制度を導入しております。2021年4月1日現在の取締役を兼務しない執行役員は以下のとおりです。

氏名	地位および担当または主な職務
中原　信幸	執行役員、ｿﾘｭｰｼｮﾝ事業本部副本部長
堀　拓也	執行役員、第一営業本部長
三宅　史展	執行役員、ｸﾞﾛｰﾊﾞﾙﾋﾞｼﾞﾈｽ推進本部長
涌井　伸満	執行役員、営業推進本部長
竹内　昭	執行役員、第二営業本部長

4．会計監査人の状況

（1） 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

5．取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は2019年4月18日開催の取締役会において、「内部統制体制の整備に関する基本方針」として添付内容の決議を行っております。

以上

（添付）

施行　2006年　5月30日
改定　2008年　5月29日
改定　2009年　6月24日
改定　2012年　11月27日
改定　2014年　2月24日
改定　2015年　6月16日
改定　2019年　4月18日

内部統制体制の整備に関する基本方針

1．目的

当社グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要である。かかる認識のもと、取締役が、当社もその一員である加賀電子グループの行動の原理原則である「すべてはお客様のために」という経営理念のもと、加賀電子グループ行動規範の実践・浸透とともに、どのような体制・規律をもって経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールを行い、経営に臨むかについて、その基本方針を定める。

2．当社およびグループ各社の業務の適正性を確保するための体制

（1）取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、経営の監督機能と執行機能を分離し、取締役会は経営会議等の執行機能の監督および重要な事項の意思決定を行う。執行機関のうち、経営会議は経営に関する基本方針、戦略を討議し決定するとともに経営執行に関する重要な事項について決定する。経営会議に付議された事項のうち、重要な事項については取締役会において報告もしくは決定する。
②取締役会は、代表取締役、職務執行に係わる取締役と執行役員（以下、経営者という）およびその他の職務執行組織の職務権限を明確化し、おのおのの職務分掌に従い職務の執行を行わせる。
③経営者は、「取締役会規程」，「経営会議規程」，「授権規程」，「稟議規程」等に基づく適切な意思決定手続のもと、職務執行の決定を行う。
④経営者は、経営方針等の周知徹底を行うとともに、経営目標達成のため具体的な達成目標を設定し、それを実現する。
⑤経営者は、業務の有効性・効率性向上のため、内部統制体制の継続的な整備と業務プロセスの改革を推進する。
⑥取締役会は、経営者およびその他の職務執行組織に毎月の決算報告・業務執行報告等を行わせることにより、経営目標の達成状況を監視・監督する。

（2）取締役および従業員の職務の執行が法令と定款に適合することを確保するための体制

1．コンプライアンス体制
①経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として、加賀電子グループ行動規範を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいて当社グループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。
②経営者は、継続的な教育の実施等により、従業員に対し加賀電子グループ行動規範の遵守を徹底させるほか、当社グループの事業活動に関わる法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のため

に必要な社内ルール，継続的な従業員教育の実施，監視体制の整備を行い、当社グループ全体のコンプライアンスを推進する。

③経営者および従業員は、事業活動の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその旨を取締役会および監査役に通知する。

④経営者は、通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。

⑤取締役会は、職務執行に携わる者から職務執行状況の報告を定期的に受け、職務執行においてコンプライアンス違反がないことを確認する。

２．財務報告の適正性を確保するための体制

①当社は最高経理責任者のもと、財務報告を作成する組織のほか、財務報告の有効性及び信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を統括する組織を設置する。

②当該組織において内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取締役会に報告する。

３．内部監査体制

①当社は職務執行組織の業務執行状況について内部監査を行う組織を設置し、その独立性を確保する。

②内部監査の結果は、定期的に経営会議、監査役等に報告する。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①経営者は、当社グループの事業継続性，企業価値の向上，企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対応するため、適切なリスク管理体制を整備・運用する。

②経営者は、当社グループに損失を与えうるリスクを常に評価、検証し、重要なものについては取締役会に報告する。

③経営者は、上記②で認識されたリスクと事業遂行上想定されるその他のリスクについて、予防策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。また、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、リスク管理委員会等を設置し必要な対策を実施するとともに、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。

④経営者は、上記によって捕捉できないリスク情報の収集のため内部通報制度を設け、通報者の保護体制等を確保のうえ、これを運用する。

（４）取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理に関する体制

①経営者は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報につき、社内規定に基づき、保管責任者を定めたうえで適切に保存・管理を行う。

・株主総会議事録およびその関連資料
・取締役会議事録およびその関連資料
・その他の重要な意思決定会議の議事録およびその関連資料
・経営者を決裁者とする決裁書類およびその関連資料
・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書

②取締役および監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記①に定める文書を常時閲覧できるものとし、各文書の保管責任者は、取締役および監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

（５）当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

①当社は、グループ各社の経営者に対し、当社グループの企業価値の持続的向上を目的に、加賀電子グループ行動規範を基本として、上記の（１）から（４）に定めるグループとしての効率的かつ適法・適正な業務執行体制の整備に関する指導、支援、監督を行うとともに、グループ各社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。
②当社は、グループ各社の重要事項の決定権限や決定プロセス等、経営者からのグループ会社に対する権限委任に関する共通ルールを制定する。
③経営者は、グループ各社の社長等を通じて、上記①および②の実施および遵守を確認する。
④当社およびグループ各社の経営者は、定期的な会議等を通じて当社グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。
⑤当社の内部監査組織は、当社グループ全体に関する内部監査を実施する。

（６）監査役の監査の適正性を確保するための体制

〈独立性の確保に関する事項〉

①当社は監査役の職務を補助すべき組織として「監査役室」を置き、その従業員は監査役の要求する能力および知見を有する適切な人材を配置する。
②経営者は、監査役室の従業員の独立性および監査役による当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、その任命，異動および報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。
③経営者は、監査役が監査効率等を勘案して認める場合を除いては、原則として監査役室の従業員をその他の組織と兼務させないものとする。なお、監査役室の従業員が兼務となる場合は、経営者は上記②による独立性の確保に配慮する。

〈報告体制に関する事項〉

①当社およびグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。
②当社およびグループ各社の経営者ならびに従業員は、経営，業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合または業務執行に関して重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。
③当社およびグループ各社の経営者ならびに従業員は、定期的に監査役に対して職務執行状況を報告する。
④当社およびグループ各社の経営者は、上記②または③の報告をしたことを理由として経営者または従業員を不利に取り扱ってはならない。

〈実効性の確保に関する事項〉

①当社およびグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。
②内部監査組織は、定期的に監査役に監査結果を報告する。
③監査役の職務の執行について生じる費用については、会社法第３８８条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続を定める。
④監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明と報告を行わせるとともに定期的に情報交換を実施する。

（付則）

この基本方針の変更は、取締役会の決議をもって行う。

＜当期のコーポレート・ガバナンスに向けた取り組みの状況＞

当社は、財務報告の有効性・信頼性に係る内部統制体制の構築と、諸規定、業務プロセス改革による効率性の追求を通じ、より健全な執行体制の整備に向けた取り組みを行っております。また、当社グループ全体で業務の適正性を確保するために、当社グループ各社のリスクコンプライアンスに関する事項も当社経営会議に集約して報告・付議する体制を敷いております。

今年度、加賀電子グループとしてのコンプライアンス体制の強化にあたっては、内部監査の手法を加賀電子監査手法に統一すべく、その習得を目的とした加賀電子監査室への出向など移行の準備を進めてまいりました。また、内部監査の体制強化を図るべく監査人員を増員しております。引き続き、加賀電子グループの健全な発展と経営目標の達成に資する内部監査に取り組んでまいります。

内部統制体制の構築にあたっては、加賀電子グループが掲げる経営理念、行動規範、行動指針に基づき、当社グループ全体で引き続き業務の適正性を確保する体制を構築するとともに、加賀電子株式会社との連携の下で活動を推進してまいります。

以上

事業報告の附属明細書

第77期事業年度

（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

加賀ＦＥＩ株式会社

事業報告に係る附属明細書

他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況の明細

(2021年3月31日現在)

区　分	氏　名	兼　職　先	兼職の内容
取　締　役	塚本　勲	加賀電子㈱	代表取締役会長
	塚本　剛	加賀電子㈱	執行役員
	石原　康広	加賀電子㈱	執行役員
	門　　良	加賀電子㈱	代表取締役社長
	俊成　伴伯	加賀電子㈱	取締役
監　査　役	石井　隆弘	加賀電子㈱	常勤監査役

計　算　書　類

第77期事業年度

（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

加賀ＦＥＩ株式会社

貸借対照表
(2021年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産		**流動負債**	
現金及び預金	2,789	買掛金	22,467
受取手形	101	未払金	924
電子記録債権	638	未払費用	145
売掛金	26,237	未払法人税等	47
商品及び製品	3,995	役員賞与引当金	11
仕掛品	138	賞与引当金	419
原材料及び貯蔵品	30	預り金	3,272
短期貸付金	1,709	その他	62
未収入金	640	**流動負債合計**	27,349
未収消費税	472	**固定負債**	
その他	91	役員退職慰労引当金	15
流動資産合計	36,845	資産除去債務	66
固定資産		その他	101
有形固定資産		**固定負債合計**	183
建物(純額)	233	**負債合計**	27,532
構築物(純額)	2	**純資産の部**	
機械及び装置(純額)	0	**株主資本**	
工具、器具及び備品(純額)	61	**資本金**	4,877
土地	559	**資本剰余金**	
建設仮勘定	8	資本準備金	5,426
有形固定資産合計	866	資本剰余金合計	5,426
無形固定資産		**利益剰余金**	
ソフトウェア	779	利益準備金	326
その他	126	その他利益剰余金	4,065
無形固定資産合計	906	固定資産圧縮積立金	87
投資その他の資産		繰越利益剰余金	3,978
関係会社株式	2,413	利益剰余金合計	4,392
前払年金費用	504	**株主資本合計**	14,696
繰延税金資産	564		
その他	127		
投資その他の資産合計	3,610		
固定資産合計	5,383	**純資産合計**	14,696
資産合計	42,229	**負債純資産合計**	42,229

損益計算書

（自 2020年4月1日　至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

科　　目	金	額
売上高		89,888
売上原価		84,401
売上総利益		5,486
販売費及び一般管理費		6,547
営業損失		△ 1,061
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	371	
その他	8	380
営業外費用		
支払利息	8	
為替差損	46	
その他	3	58
経常損失		△ 738
特別損失		
固定資産廃却損	16	
その他	13	29
税引前当期純損失		△ 768
法人税、住民税及び事業税	△ 206	
法人税等調整額	△ 82	△ 288
当期純損失		△ 480

株主資本等変動計算書

（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
2020年4月1日残高	4,877	5,426	5,426	326	87	4,458	4,872	15,176	15,176
事業年度中の変動額									
当期純損失						△ 480	△ 480	△ 480	△ 480
事業年度中の変動額合計						△ 480	△ 480	△ 480	△ 480
2021年3月31日残高	4,877	5,426	5,426	326	87	3,978	4,392	14,696	14,696

個別注記表

【重要な会計方針に係る事項に関する注記】

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

子会社株式……総平均法による原価法

(2) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

・商品及び製品…… 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

・仕掛品…… 個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

・原材料及び貯蔵品… 移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～31年
構築物	2年～42年
機械装置	2年～12年
車両運搬具	4年
工具器具備品	2年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えて、当事業年度末における支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金又は前払年金費用

従業員の退職給付の支給に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を上回っている場合には、超過額を前払年金費用として計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、2020年3月27日に成立した「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律8号)において創設されたグループ通算制度への移行およびグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産および繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

【表示方法の変更に関する注記】

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号　2020年3月31日)を当事業年度から適用し、個別注記表に(会計上の見積りに関する注記)を記載しております。

【会計上の見積りに関する注記】

繰延税金資産

(1)当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位:百万円)

繰延税金資産	564

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、現在、一定期間における回収可能性に基づき相当額の繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の計上は、予測される将来における課税所得の達成の可否により影響を受けます。将来の課税所得の見積りにあたっては、過去の業績やタックス・プランニング等も考慮しております。当社の将来の収益性に係る判断は、将来における市場の動向その他の要因により影響を受けます。これらの状況に変化があった場合、繰延税金資産計上額に対して金額的に重要な評価性引当金を計上する可能性があります。繰延税金資産の回収可能性を見込めない場合には、回収不能と見込まれる金額に対して評価性引当金が計上され、損益に悪影響を与える可能性があります。

【追加情報】

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

当社では新型コロナウイルス感染症の影響について不確実性が高い事象と考えておりますが、現在において入手可能な情報を基に会計上の見積りを行っております。

【貸借対照表に関する注記】

1. 有形固定資産の減価償却累計額　1,240百万円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権……　6,263百万円

短期金銭債務……　4,650百万円

【損益計算書に関する注記】

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高……　17,244百万円

仕入高……　6,453百万円

営業取引以外の取引による取引高　378百万円

【株主資本等変動計算書に関する注記】

1. 当事業年度末における発行済株式の数

普通株式……26,631,972株

2. 当事業年度末における自己株式の数

該当事項はありません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

4. 当事業年度末における新株予約権の目的となる株式の数

該当事項はありません。

【税効果会計に関する注記】

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	8 百万円
未払賞与超過額	149 百万円
たな卸資産評価額	64 百万円
繰越欠損金	553 百万円
役員退職慰労引当金超過額	4 百万円
有価証券減損処理	102 百万円
ゴルフ会員権減損処理	38 百万円
資産除去債務	20 百万円
減価償却超過額	3 百万円
未払退職給付費用	22 百万円
その他	144 百万円
繰延税金資産小計	1,112 百万円
評価性引当額	△ 344 百万円
繰延税金資産合計	768 百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 154 百万円
固定資産圧縮積立金	△ 38 百万円
その他	△ 11 百万円
繰延税金負債合計	△ 204 百万円
繰延税金資産の純額	564 百万円

【金融商品に関する注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

事業活動における資金需要に基づき、主に加賀電子グループ会社を通じて資金運用及び調達などを行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、営業部門から独立した部門が取引先の信用状況を審査し、取引先別に回収期日及び残高管理し、円滑かつ確実に回収を図っております。

営業債務である買掛金及び未払費用は、概ね1年以内の支払い期日であります。ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、設備投資等の資金の調達を目的としたものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びに当該時価の算定方法については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,789	2,789	-
(2) 受取手形	101	101	-
(3) 電子記録債権	638	638	-
(4) 売掛金	26,237	26,237	-
(5) 短期貸付金	1,709	1,709	-
(6) 未収入金	640	640	-
(7) 未収消費税	472	472	-
資産計	32,589	32,589	-
(1) 買掛金	22,467	22,467	-
(2) 未払金	924	924	-
(3) 未払費用	145	145	-
(4) 預り金	3,272	3,272	-
負債計	26,809	26,809	-

(注) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金、(5) 短期貸付金、(6) 未収入金、(7) 未収消費税

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

【関連当事者との取引に関する注記】

1．親会社及び法人主要株主等

(単位:百万円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額	科目	期末残高
親会社	加賀電子㈱	被所有 直接85%	当社商品及び製品の販売先、資金の借入・貸付、役員の兼任等	資金の貸付・借入	資金の貸付	7,108	短期貸付金	1,709
					資金の借入	2,993		
					受取利息	1		

取引条件ないし取引条件の決定方針等
(注1) 取引については、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。
(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2．子会社及び関連会社等

(単位:百万円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額	科目	期末残高
子会社	NVﾃﾞﾊﾞｲｽ㈱	所有 直接100%	当社商品の仕入先、役員の兼任等	商品及び原材料の購入	仕入高	5,029	買掛金	1,256
				資金の預入	資金の預入	35,680	預り金	3,160
					支払利息	6		

取引条件ないし取引条件の決定方針等
(注1) 取引については、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。
(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(単位:百万円)

種　類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容		取引金額	科目	期末残高
子会社	Kaga FEI Electoronics Pacific Asia Limited	所有 直接100%	電子ﾃﾞﾊﾞｲｽ、電子部品の販売、役員の兼任等	商品及び製品の販売	売上高	12,515	売掛金	3,527

取引条件ないし取引条件の決定方針等
(注1) 取引については、双方協議の上、契約等に基づき決定しております。
(注2) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

【1株当たり情報に関する注記】

1株当たり純資産額……　551円 83銭
1株当たり当期純損失金額……　△18円 03銭

計算書類の附属明細書

第77期事業年度

（自　2020年4月1日　至　2021年3月31日）

加賀ＦＥＩ株式会社

1.有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額	期末取得原価
有形固定資産	建物	279	4	5	45	233	764	997
	構築物	3	-	-	0	2	16	19
	機械及び装置	0	-	0	0	0	5	5
	工具、器具及び備品	65	25	9	20	61	454	515
	土地	559	-	-	-	559	-	559
	建設仮勘定	-	33	24	-	8	-	8
	計	908	63	39	66	866	1,240	2,107
無形固定資産	ソフトウェア	852	248	-	322	779		
	その他	162	116	98 (11)	53	126		
	計	1,015	365	98	375	906		

(注)「当期減少額」欄の(　)は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2.引当金の明細

(単位:百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	503	854	938	419
役員賞与引当金	11	11	11	11
役員退職慰労引当金	15			15

3.販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科目	金額
発送費	205
荷役費	66
給料	2,526
賞与	803
退職給付費用	529
法定福利費	548
福利厚生費	231
減価償却費	58
賃借料	297
旅費	40
社外計算料	113
交際費	33
通信費	90
研究開発費	3
その他	997
合計	6,547

独立監査人の監査報告書

2021年５月19日

加賀FEI株式会社
取締役会御中

ＰｗＣあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　好田健祐

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　新田将貴

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、加賀FEI株式会社の2020年４月１日から2021年３月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類

等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監 査 報 告 書

令和２年４月１日から令和３年３月31日までの第７７期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

私は、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施工規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証致しました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその付属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討致しました。

2．監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する運用状況についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和３年５月 28 日

加賀ＦＥＩ株式会社

監査役　石井　隆弘